

第 2 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 7 年 10 月 7 日

(令和 6 年度決算)

(知事公室・総務部)

閉会中

場所 全員協議会室

第2回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和7年10月7日(火曜日)

午後1時1分開議

午後2時40分閉会

本日の会議に付した事件

議案第37号 令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 令和6年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 令和6年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(13人)

委員長 高木健次

副委員長 中村亮彦

委員 前川收

委員 西聖一

委員 渕上陽一

委員 前田憲秀

委員 高島和男

委員 坂梨剛昭

委員 前田敬介

委員 南部隼平

委員 住永栄一郎

委員 斎藤陽子

委員 星野愛斗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 深川元樹

政策審議監 阿南周三

危機管理監 鳥井薰順

国際・くまモン局長 櫟本麻理

政策調整監 中川太介

秘書課長 田浦貴久

広報課長 大谷智子

危機管理防災課長 井上雄一朗

国際課長 吉仲範恭

くまモン課長 山田崇

総務部

部長 千田真寿

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 橋本誠也

総括審議員兼政策審議監 坂野定則

総務私学局長 工藤晃

人事課長 寺本和央

首席審議員兼財政課長 元田啓介

県政情報文書課長 大石顕寛

総務厚生課長 帆足朋和

財産経営課長 有田知樹

私学振興課長 松村加奈子

首席審議員兼市町村課長 藤由誠

消防保安課長 楠ゆみ子

税務課長 内村秀之

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野中眞治

会計課長 小夏香

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 小原雅之

局長 井藤和哉

監査監 石井利幸

事務局職員出席者

議事課課長補佐 吉村修一

議事課主幹 太田弘巳

午後1時1分開議

○高木健次委員長 それでは、ただいまから第2回決算特別委員会を開会いたします。

本日から審査に入りますので、委員及び執行部の皆様の御協力をお願いします。

次に、決算審査方針についてお諮りします。

お手元に配付しております令和7年度決算特別委員会審査方針(案)を担当書記に朗読させます。

○担当書記 令和7年度決算特別委員会審査方針(案)。

本委員会は、令和6年度予算の執行状況等について、次のような審査方針の下で、執行部の説明及び監査委員の意見を聴取しながら、慎重に審査を行う。

1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。

- (1)歳入は適正に確保されたか。
- (2)歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
- (3)主要な施策はいかに達成されたか。

2 財産管理は十分であったか。

3 執行体制に問題はなかったか。

4 法令違反等はなかったか。

5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上でございます。

○高木健次委員長 決算審査方針は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、今後、この方針に沿って審査を進めることいたします。

これより、本委員会に付託された一般会計及び各特別会計決算の審査に入ります。

まず、野中会計管理者から、着座のまま、挨拶と決算概要説明をお願いいたします。

○野中会計管理者 会計管理者の野中でございます。

執行部を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

決算概要の説明を含めますと時間を要しますので、着座にて失礼をいたします。

令和6年度の一般会計及び特別会計の決算につきまして、地方自治法第233条の規定に基づき、歳入歳出決算書の調製等を行い、9月定例会に監査委員の決算審査意見書を付して、決算の認定に係る議案の提出を行っているところでございます。

なお、企業局、病院局並びに下水道事業の企業会計に係る決算につきましても、地方公営企業法に基づき、同様の手続を行っております。

今後、本委員会において、部局ごとに御審議をいただき、その後、定例会において、決算の認否について御採決をお願いすることになります。

高木委員長、中村副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、御審議、御指導のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、令和6年度における一般会計及び特別会計の決算概要を説明いたします。

A4縦で、中心に決算の概要と記載されている資料をお手元に御準備ください。

1ページをお願いいたします。

最初にお断りでございます。表は100万円単位で記載をしておりますが、概況などの説明は、億円単位の単位未満切捨てで説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、一般会計決算における(1)決算収支の状況でございます。

決算の表は、令和6年度の決算状況について、令和5年度と比較したものでございます。

表の下の概況を御覧ください。

一般会計決算額の歳入は9,274億円で、前年度に比べ430億円の減少、歳出は8,929億円で、前年度に比べ347億円の減少となっております。

また、歳入歳出差引き額、いわゆる形式収

支については、344億円と前年度に比べ83億円の減少、翌年度へ繰り越すべき財源は、135億円と前年度に比べ1億円の増加、実質収支は、先ほどの形式収支から繰り越すべき財源を除いたものですが、209億円と前年度に比べて84億円の減少となっております。

続きまして、2ページ上段の図1を御覧ください。

この図は、過去10年の決算規模の推移を示しております。

決算額は、災害からの着実な復旧、復興の推進及び新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行によって、過去最大となった令和3年度から漸減しているものの、熊本地震の発災以前と比較しますと、依然として高い水準となっております。

3ページをお願いいたします。

(2)歳入の状況でございます。

4ページのポイントと記載したところを御覧ください。

歳入の主な増加要因といたしましては、地方消費税清算金の69億円の増加がございます。

歳入の主な減少要因といたしましては、国庫支出金が378億円の減少となっておりますが、これは、主に新型コロナウイルス感染症関係の交付金の減少によるものでございます。

次に、(3)歳出の状況でございます。

5ページ上段のポイントと記載したところを御覧ください。

歳出の主な増加要因といたしましては、教職員退職手当の増、59億円を含む教育費82億円の増加がございます。

歳出の主な減少要因といたしましては、災害復旧費が152億円、衛生費が145億円の減少となっており、これは、主に着実に災害からの復旧、復興が進んでいることと、新型コロナウイルス感染症関係の需用費の減少によるものでございます。

次に、(4)翌年度繰越しの状況でございます。

6ページ、上段の概況を御覧ください。

翌年度への繰越額は1,578億円で、前年度と比べ68億円の増加となっております。

次に、(5)不納欠損の状況でございます。

不納欠損額は1.9億円となっており、前年度と比べ0.4億円の減少となっております。内訳は、県税が全体の約8割5分を占めています。

次に、(6)収入未済額の状況でございます。

収入未済額は24億円で、前年度と比べ1.2億円の減少となっております。県税が全体の約6割を占めています。

7ページをお願いいたします。

(7)不用額の状況でございます。

不用額は306億円で、前年度に比べ256億円の減少となっております。

金額が大きいものとしましては、農林水産業費が63億円となっております。

8ページをお願いいたします。

特別会計決算について御説明をいたします。

まず、(1)決算収支の状況でございます。

この表は、15の特別会計のそれぞれの額を合計し、特別会計全体の決算収支の状況としてまとめたものでございます。

表の下の概況を御覧ください。

特別会計全体の決算額は、歳入が3,383億円で、前年度と比べ71億円の増加、歳出は3,166億円で、前年度と比べ43億円の増加となっております。

なお、実質収支は203億円で、前年度と比べ32億円の増加となっております。

9ページをお願いいたします。

(2)会計ごとの歳入歳出の状況でございます。

15の特別会計それぞれの歳入歳出の状況と、下段に過去5年間の合計額の推移をまと

めております。

10ページをお願いいたします。

(3) 翌年度繰越しの状況でございます。

主なものといたしましては、高度技術基盤整備事業等特別会計が12億円の繰越しを行っております。

次に、(4)不納欠損の状況でございます。

中小企業振興資金特別会計で9億円、育英資金等貸与特別会計で0.04億円の不納欠損処分を行っております。

次に、(5)収入未済額の状況でございます。

6つの特別会計で、貸付金の償還金など、合計23億円の収入未済額があり、前年度と比べ9億円の減少となっております。そのうち、中小企業振興資金特別会計が全体の約9割を占めております。これは、先ほど御説明をいたしました不納欠損処理の影響によるものであります。

11ページをお願いいたします。

(6) 不用額の状況でございます。

不用額は、特別会計全体で98億円となっており、前年度と比べ24億円の増加となっております。

12ページをお願いいたします。

次に、財産に関する調書として、13ページにかけまして、財産ごとに決算年度中の増減高や年度末現在高を取りまとめております。それぞれの説明は省略をさせていただきます。

続いて、14ページから16ページにかけましては参考資料でございまして、10年間の決算額の推移、39あります基金の残高一覧、それから、令和5年度になりますが、九州各県の決算一覧を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で決算の概要の説明は終わらせていただきまます。

詳細につきましては、各部局からそれぞれの審議の中で御説明をさせていただきます。

それでは、委員の皆様方には、長期にわたり御審議いただきますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○高木健次委員長 次に、小原監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○小原代表監査委員 着座のまま失礼いたします。代表監査委員の小原でございます。

4人の監査委員を代表して、決算審査意見の概要を説明申し上げます。

お手元の水色の冊子、令和6年度熊本県歳入歳出決算及び基金の運用状況に係る審査意見書をお開きください。

1ページをお願いいたします。

第1、審査の対象は、一般会計と15の特別会計でございます。

第2、審査の方法ですが、記載しております4点に主眼を置きながら、関係部局に必要な資料及び説明を求め、慎重に審査を行いました。

次に、第3、審査の結果及び意見の1、審査の結果でございます。

これが全体的な結論になりますが、決算書等の計数は関係書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認しております。

また、財務に関する事務の執行については、一部に改善または留意を要する事項が見受けられましたが、不適正な経理処理の事例は認められず、おおむね適正かつ効率的、効果的に処理されていると認められました。

2ページをお願いいたします。

2、審査の意見の(1)財政状況等についてでございます。

先ほど野中会計管理者から説明がありましたので、説明を一部省略させていただき、ページ下段から記載しております主な財政指標等について説明申し上げます。

3ページの上の表、主な財政指標等を御覧ください。

財政調整用4基金残高は648億円で、前年度に比べ66億円余の増加、2段目の通常県債残高は9,295億円余で、前年度に比べ219億円余増加しております。

また、3段目の財政の弾力性を示す経常収支比率は91.5%と横ばいとなっております。

次に、4段目と5段目の自治体の財政健全化を図る指標について、実質公債費比率は前年度比0.6ポイント上昇したものの、将来負担比率は前年度比4.5ポイント低下しており、いずれも財政健全化計画の策定が必要となる早期健全化基準を大きく下回っております。

以上を踏まえまして、今後の景気動向による影響や地方財政を取り巻く状況の変化等に対応できるよう、的確な財政見通しの下、必要となる財源の確保等に努めるとともに、将来にわたって持続可能な県政運営に向けた財政健全化に取り組んでいく必要があるとの意見を付しております。

続いて、(2)未収金の状況についてでございます。

ページ最下段の表のとおり、令和6年度の未収金は、県税が14億9,700万円余、県税以外が32億7,300万円余と、いずれも前年度より減少しており、総額は47億7,100万円余で、前年度と比べ10億4,000万円余減少しております。

4ページをお願いいたします。

アの県税の未収金、イの県税以外の未収金について、新たな未収金の発生もありますが、解消に向けた熱心な取組が進められることから、結びとして、今後とも、歳入の確保及び負担の公平、公正の維持の観点から、個別の事情に留意しつつ、効果的な回収に努め、未収金の縮減を図っていくとともに、新規未収金の発生を未然に防止する対策を着実に講じていく必要があるとの意見をしております。

続いて、(3)財務事務の執行状況について

でございます。

①定期監査の結果については、昨年度255機関を監査し、全体としてはおおむね適正に処理されていましたが、表の合計欄にありますとおり、改善等を要する事項が342件ございました。課題件数は前年度より減少していますが、依然として高い水準にあります。また、使用料、手数料の誤徴収をはじめ、多くのものは、基礎的な確認の不徹底によるものがありました。

②財務事務の執行における主な課題の事例を5ページにまとめておりますので、幾つか事例を御紹介いたします。

まず、ア、収入事務では、手数料条例の徴収規定を誤って削除し、条例の根拠なしに手数料を徴収したものや、占用料を長期間にわたり誤徴収していたものがございました。

イ、支出事務では、(ア)支払い遅延が発生した事例として、複数の所属での遅延利息の発生や、同一所属において、前年度に引き続き支払い遅延が発生したものがございました。

最後に、オ、その他では、通知の誤発送などによる個人情報の漏えいが発生しておりました。

6ページをお願いいたします。

以上を踏まえまして、監査で見受けられた課題は、その大半は、組織的なチェック機能が働いていれば防ぐことができた事案であり、管理監督者自らが当事者意識を強く持ち、深く自分自身の問題として捉え、再発防止策を講じる必要があると考えております。

全庁的には、職員の年齢構成の変化などで、財務事務、特に庶務経理等に不慣れな職員が増加していることや、対応業務の範囲も広範囲になり、また、高いスキルが必要になっていることも要因の一つと考えております。

このため、管理職職員や中堅職員が日頃から所属職員の能力向上を支援し、若手職員が

多くの分野にチャレンジできるような風通しのよい職場をつくるなど、組織的に人材育成力の向上を図るとともに、庶務経理等の分野に精通し、各所属で指導力を發揮できる人材の育成に取り組んでいただきたいとしております。

また、課題の多くは人為的なミスであることから、各所属でのチェック体制の強化を図りながら、DXを積極的に推進し、ミスが起これににくい環境づくりにも取り組んでいただきたいとしております。

加えて、5年連続で個人情報の漏えい事案が報告されていることから、個人情報の漏えいは、県民に対して大きな経済的、社会的不利益を生じさせることもあるため、個人情報の重要性について、職員の認識をより一層高めるとともに、業務委託先を含め、事務のチェック体制、情報漏えいの防止策を強化、徹底していただきたいとの意見を付しております。

続いて、(4)くまもと新時代共創に向けた取組として、総括的な意見を申し上げます。

昨年12月に策定されたくまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の下、県民が主人公の県政の実現を目指して、様々な施策が進められています。豪雨災害からの復旧、復興をはじめ、TSMC進出を生かした産業集積促進や地場産業の振興、渋滞解消や地下水保全、人材の育成、確保、外国人材との共生のための対策、さらには、食のみやこ熊本県の創造、こどもまんなか熊本の実現等に向け、知事のリーダーシップの下、全庁を挙げてスピード感を持った取組が求められています。

一方で、公共施設の老朽化が進む中で、計画的な施設の改修による長寿命化はもとより、県有財産の効率的な活用などに取り組んでいく必要がございます。

そのため、財政運営に当たっては、安定的な財源の確保等が不可欠であり、国への要望のほか、財源不足の解消や将来の公債費負担

の抑制など、財政構造の立て直しにしっかりと取り組んでいくことが重要であるとしております。また、災害や国土強靭化関連の県債償還の増加に加え、半導体関連産業の集積、さらには、今般の大雪被害の対応に伴う財政需要も見込まれることから、引き続き、真に必要な事業への選択と集中、スクラップ・アンド・ビルトの徹底など、将来にわたって持続可能な財政運営に取り組んでいただきたいとしております。

また、職員が一丸となって様々な施策に取り組んでいる中、人材の確保が喫緊の課題となっていることに加え、中途退職者が増加傾向にあるなど、限られた人員での厳しい組織運営が今後も想定され、ワーク・ライフ・バランスの悪化やメンタル不調職員の増加も懸念されるところでございます。県民が主人公の県政を開拓していくためには、複雑化、多様化する行政需要に的確に対応し、事務を適正かつ着実に執行できる体制の構築が重要でございます。

そのため、民間経験者の採用など様々な手法により、必要な人員の確保に努めるとともに、時差出勤や育児・介護休業など、多様で柔軟な勤務体系の一層の充実や長時間労働の縮減、カスタマーハラスマントへの組織的対応の強化を図るなど、職員がやりがいを感じ、生き生きと安心して仕事に取り組める職場づくりを進めていただきたいとしております。

以上が決算審査結果の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 これから各部局の審査に入りますので、会計管理者は、ここで所定の席へ移動してください。

(会計管理者、席を移動)

○高木健次委員長 それでは、知事公室及び総務部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括し

て質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、知事公室長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。以下、総務部の順にお願いいたします。

初めに、深川知事公室長。

○深川知事公室長 知事公室でございます。

知事公室におきましては、昨年度の決算特別委員会における指摘事項等はございません。

それでは、知事公室の令和6年度決算概要につきまして、決算特別委員会説明資料知事公室と表紙に記載しております資料により御説明させていただきます。A4横の資料になります。

まず、1ページの令和6年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

知事公室の決算は、一般会計でございます。

歳入の決算状況でございますが、収入済額は1億3,996万円余、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、支出済額は20億3,761万円余、繰越額は6億1,953万円、不用額が8,188万円余でございます。

詳細につきましては、各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○中川政策調整監 知事公室付でございます。

まず、本年度の監査状況につきましては、

知事公室の各所属において、指摘事項はございませんでした。

続きまして、説明資料により決算状況について御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、知事公室付では該当ございません。

歳出について御説明します。

上段の企画総務費については、職員給与費でございます。

下段の計画調査費については、知事からの特命事項や年度途中で発生した重要事項への対応等を行うための重要政策調整事業等でございます。

不用額845万円余は、経費節減に伴う執行残でございます。

知事公室付は以上でございます。

○田浦秘書課長 秘書課でございます。

引き続き、3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出の内訳は、職員給与費のほか、二役秘書の委託等に要した経費でございます。

不用額200万円余は、経費節減及び二役秘書委託の実績が当初予定を下回ったことによる執行残でございます。

秘書課は以上でございます。

○大谷広報課長 広報課でございます。

5ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はありません。

下段の諸収入でございますが、広報紙等に広告を掲載する際の広告料等でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出につきまして、下段の広報費は、県広

報紙の発行やテレビ、ラジオ、新聞による広報事業などに要した経費でございます。

不用額は781万円余で、入札及び経費節減等による執行残でございます。

広報課は以上でございます。

○井上危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

上から5段目の地方創生推進交付金は、避難所の環境改善に向けた意識向上啓発事業に係る国庫補助金でございます。

国の経済対策による補助金で、交付決定が昨年度末であったことから、事業を全額今年度に繰り越して執行しているため、昨年度中の歳入はなかったものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

上から4段目の防災行政無線負担金は、防災行政無線局の管理運営等に係る市町村等からの負担金でございます。

予算現額と収入済額に差が生じておりますのは、衛星通信ネットワークシステムの整備工事を入札の不調により今年度に繰り越したため、その分の負担金を昨年度は徴収せず、今年度徴収することにしたためでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2段目の一般管理費は、備考欄に記載のとおり、職員給与費や危機管理対策費等でございます。

不用額232万円余は、執行残でございます。

下段の防災総務費は、職員給与費のほか、防災対策費や九州広域防災拠点強化整備事業及び防災・震度情報システム管理費等に要した経費でございます。

不用額2,784万円は、入札残及び執行残で

ございます。

翌年度繰越額につきましては、別の附属資料で御説明をいたします。

右肩に附属資料とあります知事公室の附属資料の1ページをお願いいたします。

上段の地域防災力強化事業は、先ほどの歳入のところでも申し上げましたように、国の経済対策による補助金を財源として、避難所の環境改善に向けた意識向上、啓発に取り組むもので、補助金の交付決定が昨年度末であったことから、今年度に繰り越したものでございます。現在の進捗率は、30%でございます。

中段の防災情報通信基盤整備事業は、広域本部、地域振興局等に設置しております防災行政無線設備のかさ上げの浸水対策工事を実施するもので、広域本部、地域振興局のほかの電気工事等との調整など、関係機関との協議に不測の日数を要したため、今年度に繰り越したものでございます。

既に設計は終了しており、進捗率は4%で、工事は11月に契約、着工し、2月には完了見込みということになっております。

下段の防災情報通信基盤整備事業は、これも、先ほどの歳入のところで申し上げましたが、衛星通信ネットワークシステムの整備工事を実施するものですが、工事入札の不調により、今年度に繰り越したものでございます。

入札が不調に終わった原因の確認、検討を丁寧に行った結果、原因が主に積算に採用した機器単価の改定であったり、技術者の配置に係る費用不足であることが判明したことから、改めてメーカーからのヒアリングや見積りの微取を行って積算を見直し、今月中の入札公告、11月中の契約、着工となるよう事務を進めております。

危機管理防災課は以上でございます。

○吉仲国際課長 国際課でございます。

11ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、いずれも不納欠損額及び収入未済額はございません。

11ページ最上段、使用料及び手数料の旅券等発給手数料について、予算現額と収入済額との差が231万となっておりますが、これは、旅券交付件数の見込みが実績を下回ったことに伴う手数料収入の減でございます。

また、下段、外国人受入環境整備交付金については、熊本県外国人サポートセンター運営費に係る人件費が執行見込額を下回ったことに伴う交付確定額の減によるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを説明いたします。

12ページ下段、太字の諸費について、1,142万円余の不用額が生じております。

説明資料には、国際課の主要な4つの施策を記載しておりますが、不用額の主な理由としましては、姉妹友好交流事業において、姉妹友好都市との交流事業に係る旅費等の経費実績が見込みを下回ったことによる執行残や、熊本県多文化共生支援事業における熊本県外国人サポートセンター運営委託費及び市町村の多文化共生事業への補助実績が執行見込額を下回ったことによる執行残などでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

商業総務費については、704万円余の不用額が生じております。

主な理由としましては、駐在員宿舎の経費が見込額を下回ったことによる執行残によるものでございます。

国際課は以上です。

○山田くまモン課長 くまモン課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、

収入未済額はございません。

国庫支出金のうち、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助に係る予算現額と収入済額との差1,000万円は、翌年度への繰越しによるもので、後ほど附属資料のほうで御説明をさせていただきます。

15ページをお願いします。

歳出についてです。

上段、総務費は、備考欄に記載のとおり、くまモンのイラストの使用許可に要する経費及びくまモンを活用したPR事業費で、不用額252万円余は、経費節減に伴う執行残でございます。

下段、商工費は、備考欄に7つの事業を掲載させていただいておりますが、主なものとしまして、3番目に掲載のくまモン隊管理運営事業のほか、国内外におけるプロモーション推進事業等に要する経費となります。

不用額1,177万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

くまモンランド化推進事業のうち、2,000万円を繰り越しております。

繰越理由の欄に記載させていただいておりますとおり、国の補正予算による事業であり、国の補助事業の採択の決定が翌年度となったことから繰り越したものでございます。

こちらの事業は、進捗状況が0%となっております。これは、活用を見込んでいた補助事業につきまして、応募者多数により不採択となり、改めて類似の補助事業にも申請しましたが、こちらも不採択となってしまったことから、事業の実施を見送ったことによるものでございます。

くまモン課は以上です。

○高木健次委員長 次に、千田総務部長から総括説明をお願いします。

○千田総務部長 総務部でございます。

令和6年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、総務部関係につきまして、その後の措置状況を報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部局共通事項として1点、総務部の事項として1点の御指摘がございました。

お配りしておりますお手元の令和6年11月定例会決算特別委員長報告の11ページ及び12ページに記載されておりますので、併せて御覧ください。

まず、11ページの各部局共通事項の1点目「未収金対策について、公平性の観点から、法的措置を取ることも含めて、引き続き適正な債権管理と徴収対策の推進に努めるとともに、外部機関の活用を図るなど、職員の負担軽減を図ること。」という御指摘でございます。

未収金対策につきましては、全庁的な取組として、未収金対策連絡会議を設置し、財政課が事務局となり、関係課の取組の進行管理やノウハウの共有などに取り組んでいます。

令和6年度は、差押えや支払い督促の実施など法的措置を進めるとともに、未収金の発生防止に向けた取組を強化するなど、関係課と連携を図りながら、より適正な債権管理に向けた取組を進めました。今後も引き続き、全庁を挙げて取組の充実を図り、収入未済の解消に努めてまいります。

なお、総務部所管の収入未済である県税未収金につきましては、自主納税の促進と早期の滞納整理、処分の徹底を基本方針として、積極的な徴収対策に取り組んでいます。

特に、県税未収金のうち高い割合を占める個人県民税に関しましては、これまでにも、県職員を市町村に派遣し、合同で滞納整理を行うなど、県と市町村が一丸となって収納率の向上に取り組んでまいりました。

これらの取組の結果、令和6年度の個人県民税未収金額は9億4,705万円で、令和5年度と比較して1億2,016万円の減額となり、県税全体の未収金額は14億9,724万円で、2億5,647万円の減額となりました。

本年度からは、県及び市町村職員を対象として、新たに徴収に係る体系的研修を開催し、徴収力の強化を図ることとしています。

また、外部機関の活用につきましては、現在、納税通知書等の印刷、発送や自動車税の電話催告を外部へ委託しています。

さらなる外部機関の活用に向けて、他団体の導入状況等の情報収集や分析を行い、職員の負担軽減に努めてまいります。

今後も、適正かつ厳正な滞納整理及び個人県民税対策の推進など、県税未収金の解消に向けて取り組んでまいります。

次に、12ページの総務部の事項「新たな職員定員管理方針では、職員を増やす方向であるが、中途退職者も増加している。今後、職員数を維持していくに当たり、定員管理基本方針に沿って、引き続き、必要な人員確保の方法を検討していくこと。」という御指摘でございます。

まず、本県の職員数について、令和6年6月に策定した熊本県職員の定員管理の基本方針においては、令和10年度までの4年間で職員目標数4,229人を確保することとしています。

令和7年度の職員数4,180人は、目標数に49人達していないものの、令和6年度と比較すると約20人増加しており、改善の方向と受け止めています。

次に、人員確保に向けた取組について、近年の就職活動の早期化に対応するため、前倒しで実施する春期採用試験の対象職種に、これまでの土木職と農学職に加え、本年度から行政職を新たに追加し、採用枠を拡充させました。

また、県庁で中核を担う即戦力として、係

長級で採用する中堅キャリア特別選考を新設しました。

加えて、人事委員会や関係部局と連携した情報発信、内々定者向けの県庁見学会やトークカフェの開催など、採用辞退の防止対策も進めています。

引き続き、全序を挙げて、多様な手法による人員の確保、採用に取り組んでまいります。

続きまして、総務部の令和6年度決算の概要について説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会説明資料総務部と表紙に記載しています資料により説明いたします。

1ページの令和6年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

総務部の決算に関連します会計は、一般会計、全国型市場公募地方債の発行に係る公債管理特別会計、市町村が行う公共施設の整備事業等に係る市町村振興資金貸付事業特別会計の3会計でございます。

これらの3会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済額は8,137億1,500万円余、不納欠損額は1億7,770万円余、収入未済額は15億4,378万円余となっています。

不納欠損額と収入未済額の主なものは、県税及びその加算金に係るものでございます。

次に、3会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済額は3,549億9,443万円余、繰越額は20億7,655万円、不用額が27億2,139万円余でございます。

不用額の主なものは、物価高騰重点交付金を財源とする市町村事業への交付金や人件費の執行残、また、入札や経費節減に伴う執行残などでございます。

以上が総務部の令和6年度歳入歳出決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○寺本人事課長 人事課でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査における指摘事項について申し上げます。

総務部の指摘事項は、財政課及び消防保安課について指摘がありました。

後ほど担当課長から御説明します。

それでは、人事課の決算について説明します。

説明資料の2ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について説明いたします。

3ページをお願いします。

まず、総務管理費のうち、一般管理費でございますが、職員44名分の給与及び人事課で一括管理しております知事部局職員の災害対応等に伴う時間外勤務手当等でございます。

不用額5,477万円余の主なものは、人事課で一括管理している時間外勤務手当の執行残でございます。

次に、下段の人事管理費でございますが、知事部局職員の退職手当及び課の運営費等でございます。

不用額4億5,424万円余の主なものは、退職手当の執行残でございます。

人事課は以上です。

○元田財政課長 財政課でございます。

今人事課長申し上げましたとおり、決算の説明に入ります前に、監査における指摘事項について御説明させていただきます。

1枚紙の監査結果指摘事項、総務部のページを御覧いただけたらと思います。

指摘事項1、火薬類譲渡許可申請手数料等

の誤徴収についてでございます。

手数料条例の一部改正におきまして、徴収根拠となる規定を誤って削除したこと、手数料の誤徴収、また還付が発生しておりますことから、条例改正に当たっては、組織的チェックを部局横断的に行い、再発防止策を徹底することとの御指摘をいただいております。

事案の概要を御覧いただけたらと思います。

消防保安課所管の産業火薬類に係る事務の市町村への権限移譲が全て完了したことを踏まえまして、火薬類譲渡許可及び譲受け許可の2項目を条例から削除しております。

これは、令和5年度の2月議会で条例改正を議決いただいたて、削除を行ったものでございます。

その後、県警本部所管の猟銃用火薬類等に係る手数料も、この削除を行いました2項目を根拠に徴収を行っておりましたが、この根拠を削除したことによりまして、根拠なく徴収を行っていた、いわゆる誤徴収を行っていたということが令和6年度の9月に判明をいたしまして、2月議会議決後の5年度の残りの期間と令和6年度に及びまして、計288件、69万5,300円を誤徴収を行ったという状況でございます。

対応状況でございます。

誤徴収の288件分は、根拠なく徴収したことから、全て還付をさせていただくとともに、条例を改正し、徴収根拠を再整備いたしております。

これは令和6年度の9月議会で再整備を行いました。

また、条例全ての項目について、同様の、要は重複をしている根拠がないかということを再点検を行いまして、これは手数料条例は全て870項目ございますけれども、この再点検の結果、8項目重複をしておりましたけれども、今回と同様の事例は発生をしていない

ということを確認しております。

今後、条例改正に当たりましては、全所属に対して情報提供を行うとともに、関係部局間の情報共有を徹底するということで進めてまいりたいと思っております。あわせまして、毎年度、年度当初になると思思いますけれども、各所属に対して注意喚起の通知を発出して、また、関係課の一覧表を更新するという作業も行ってまいりたいと思っております。

監査結果指摘事項、1項目は以上でございます。

続いて、決算について御説明させていただきます。

総務部の説明資料の4ページをお願いいたします。

当課では、一般会計と公債管理特別会計の2会計が該当してまいります。

4ページ、まず歳入でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

4ページの上から4段目、地方揮発油譲与税、これは1億8,800万円余の増となっておりますが、こちらは、決算額が予算上の見込額を上回ったというものでございます。

下の5ページ、2段目、地方交付税、こちらは18億9,000万円余の増が生じておりますし、おめくりいただきまして、下の7ページ、宝くじ収入、1億5,200万円余の増が発生しておりますが、いずれも決算額が予算上の見込額を上回ったものによるものでございます。

おめくりいただきまして、8ページから、この後17ページまで、県債収入が続いてまいりますけれども、8ページの一番上、上段のところを御覧いただければと思います。

全て調定額どおりに収入をしております。

予算現額と収入済額の比較の欄で、県債全て合わせまして626億円余の減となっておりますけれども、こちらは、県債を財源充当し

ます事業を翌年度に繰り越した明許繰越し等を行ったことによる差額でございます。

飛びまして、18ページをお願いいたします。

こちらは歳出でございます。

歳出の一番下に予備費がございます。

予備費につきましては、当初予算額2億円のうち、1億8,000万円余を充用してございます。

昨年は、冬に急に雪が降ったという、除雪費用等も不足したことから、予備費——基本的な予備費は、裁判等の応訴費用を充用するものでございますけれども、1億8,700万円余を充用したことにより、1,200万円余の不用額が生じているものでございます。

下の19ページをお願いいたします。

こちらから公債管理特別会計でございます。

冒頭、部長から申し上げたとおり、この特別会計につきましては、市場公募債ですとか借換債の返済などを管理するものでございます。

歳入につきましては、いずれも調定額どおりに収入されており、不納欠損額、収入未済額はございません。

おめくりいただきて、20ページでございます。

こちらは歳出でございます。

歳出につきましては、市場公募債、借換債に係る元金及び利子、償還金など、また、発行手数料等でございます。

財政課は以上でございます。

○大石県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

22ページをお願いいたします。

歳出について御説明します。

3段目の文書費は、文書事務費や文書管理系统事業などに関するもので、備考欄に、各事業の支出済額を記載しております。

各事業とも大きな不用額はございません。

23ページをお願いいたします。

下段の大学費は、県立大学に対する支援事業に要する経費で、不用額は運営費交付金の執行残でございます。

県政情報文書課は以上です。

○帆足総務厚生課長 総務厚生課でございます。

24ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

25ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものを御説明いたします。

中段の人事管理費でございますが、支出済額5億4,460万円余となっております。

その内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額2,800万円余の主なものとしましては、庶務事務システムにおける改修経費や定期健康診断等の執行残などによるものでございます。

総務厚生課は以上でございます。

○有田財産経営課長 財産経営課でございます。

説明資料、26ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額はありません。

27ページの最下段、雑入の収入未済については、後ほど御説明いたします。

1ページお戻りいただき、26ページ、下から2段目の財産売払収入が1,400万円余ございますが、これは、河浦高校校長宿舎など6件の未利用県有財産等の売却収入でございます。

詳細につきましては、附属資料の10ページに記載しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料、28ページをお願いいたします。

下段の財産管理費ですが、不用額の3億2,200万円余につきましては、県庁舎及び総合庁舎の維持管理業務委託に係る入札等に伴う執行残でございます。

次に、繰越しとなった事業について御説明いたします。

附属資料、1ページをお願いいたします。

1段目の県庁舎維持補修費、2段目の県庁舎等施設LED導入事業費、3段目の総合庁舎等施設整備事業費ですが、事業に必要な資材等の納入に時間を見たことにより繰り越したものでございます。

4段目の財産利活用推進事業費ですが、事業内容に関する関係者との協議に不測の日数を要し、年度内の履行完了が困難となったことから繰り越したものでございます。

なお、いずれの事業も年度内に完了する予定でございます。

次に、収入未済について御説明いたします。

附属資料の4ページをお願いいたします。

下段の未収金対策ですが、令和4年7月に県庁南側駐車場の入り口ゲートバーを破損した利用者と県において、損害額11万円余の支払いに係る示談契約を締結し、分割納付されているものでございます。納付は滞りなく履行されております。

財産経営課は以上です。

○松村私学振興課長 私学振興課でございます。

31ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、収入未済額が5万円あります。

これは、奨学のための給付金について、シ

ステム入力の誤りにより過大給付を行ったものです。現在回収に取り組んでおりますが、債務者の方は、生活保護受給中で、生活困窮状態にあるため、まだ回収に至っておりません。今後も、債務者の方の生活状況に配慮しながら、回収に取り組んでまいります。

29ページをお願いします。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきまして、先に歳入減となったものから御説明いたします。

下から4段目の高等学校等就学支援負担金については、補助対象者、補助対象経費が見込みを下回ったことによる減でございます。

次に、歳入増となったのですが、30ページの下から2段目の私立高等学校等経常費助成費補助については、国庫補助単価額が推計額を上回ったことによる増でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

32ページをお願いします。

下段の教育費ですが、私学振興費として、122億2,100万円余の支出済額となっております。

これは、私立学校に対する経常費補助金、生徒への就学支援金や奨学のための給付金などでございます。

また、教育費については、4億1,000万円余が不用額となっております。

不用額を生じた主な理由ですが、32ページの備考欄、7番の私立高等学校等就学支援金事業において、対象者が見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、附属資料の2ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

私立学校等物価高騰対策補助については、年度内の申請、給付完了が困難なため、やむを得ず今年度に繰り越したものですが、年内の執行見込みでございます。

私学振興課は以上です。

○藤由市町村課長 市町村課でございます。

説明資料の34ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましてですけれども、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、上から5段目、中ほど、ゴシック体にございます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、国の経済対策に呼応して市町村が行うLPガス使用世帯への助成事業に関する財源となっております。

予算現額と収入済額の差が大きくなっていますのは、前年度、これは令和5年度から繰り越した事業となっておりまして、補正で減額ができないということで、各市町村の事業実績額に基づきまして精算を行ったためございます。

ページを飛びまして、36ページをお願いいたします。

歳出になりますけれども、真ん中の段、地域振興局費につきましては、広域本部、地域振興局の運営などに要した経費となります。

不用額は、入札残及び経費節減などに伴う執行残となっております。

37ページをお願いいたします。

1段目の自治振興費は、備考欄の事業の概要に掲げました1から12までの事業に要した経費となっております。

不用額のうち、主なものは、1にあります物価高騰対応生活者支援交付金で、さきに御説明いたしました歳入の減と対になっておりまして、この交付金が不用額の大半を占めています。

1ページ飛びまして、39ページをお願いいたします。

こちらは、左上の会計名のとおり、熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計となります。この会計は、市町村が行う地域振興のための事業に要する資金の貸付けを行うための特別会計となっております。

歳入に関しましては、不納欠損額、それから収入未済額はございません。

40ページをお願いいたします。

歳出につきまして、上段の貸付金は、全て待ち受け予算となっておりますが、このうち10億円は、くま川鉄道の復旧のために人吉市に貸し付けたものでございまして、その他の団体からは貸付申請がなかったということで、2億円余が不用額となったものでございます。

市町村課は以上でございます。

○楠消防保安課長 消防保安課でございます。

初めに、今年度の定期監査における指摘事項につきまして御説明申し上げます。

総務部の監査結果指摘事項の資料をお願いいたします。

指摘事項2、支払い遅延についてでございます。

支払い遅延について、次の課題がある、電気料金について、支払いが遅れ、延滞利息が発生している、(2)宿舎借り上げ料について、支払いが遅れ、督促を受けたことで督促手数料等が発生している、支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底することという指摘を受けているところでございます。

事案の概要ですけれども、まず、電気料金について、県防災消防航空センターの令和7年1月分電気料金請求書の到達確認が不十分で、支払い期限を過ぎたことにより延滞利息が発生し、利息1円を支払ったものでございます。

次に、宿舎借り上げ料ですが、県防災消防航空隊宿舎の令和6年6月分の家賃の支払い期限が前月末であることを誤認し、支払い期限を過ぎ、督促を受けたことにより督促手数料等が発生し、督促手数料3,300円を支払ったものでございます。

対応状況につきましては、まず、請求書等の到達確認が不十分等の状況がございましたので、請求書関係につきましては、経理担当班に全て受渡しを行うとともに、到達状況も含めまして、支出状況等を一覧表にした支払管理表で管理をし、また、支払い漏れ、遅れがないよう、事業担当班と経理担当班により二重チェックを行うとともに、課内での毎月の供覧確認の徹底、事例等の共有を行っています。

今後も引き続き、適正な事務処理を徹底してまいります。

次に、決算の状況について御説明申し上げます。

総務部の説明資料、41ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、予算現額と収入済額との差が大きいものにつきまして、42ページをお願いいたします。

3段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、翌年度へ繰り越して事業を実施するため、令和6年度において収入がなかったものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

中段の防災総務費につきましては、防災消防ヘリコプターの管理運営などに係る経費でございます。

不用額1,922万円余は、ヘリコプターの運航に必要な点検及び整備委託の執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

下段の消防指導費は、消防学校の管理運営や校舎、寄宿舎の再整備などに要する経費でございまして、不用額3,436万円余は、消防学校の教育訓練機能強化事業の入札に伴う執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額につきましては、附属資料で御説明いたします。

総務部の附属資料の3ページをお願いいたします。

上段の消防学校教育訓練機能強化事業につきましては、消防学校整備に関しまして、関係者との協議や事業内容の調整に不測の日数を要し、事業費の一部を繰り越したものでございます。

下段の物価高騰対応生活者緊急支援事業は、LPGガス使用世帯への支援に係る助成経費ですが、財源である国の経済対策に係る事業費の経営の交付決定が3月末となり、年度内の執行が困難であったため、全額を繰り越したものでございます。

いずれも今年度末までに完了の見込みでございます。

消防保安課は以上です。

○内村税務課長 税務課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、46ページをお願いいたします。

歳入についてですが、1段目の県税欄に記載のとおり、予算現額は1,619億2,484万円余を見込んでおりましたが、調定額は1,676億5,506万円余、収入済額は1,659億9,150万円余となっておりまして、40億6,666万円の增收となっております。

また、不納欠損額は1億6,631万円余で、収入未済額は14億9,724億円余となっております。

収入未済額につきましては、後ほど説明いたします。

2段目以降が税目ごとの状況です。

上から2段目の県民税の増収は、賃金上昇に伴う個人所得の伸びによるものと捉えております。

中ほどの事業税の減収につきましては、法人分がその多くを占めますが、企業の設備投資が多かったことにより、所得額が当初の想

定より減少したことなどが要因と捉えております。このことは、上段の県民税の法人分も同様であると考えています。

なお、備考欄に記載のとおり、令和5年度決算と比較しますと、それぞれ増収となっております。

47ページをお願いします。

4段目、自動車税の減収は、環境性能割の収入が当初の見込みを下回ったことによるものです。

下から3段目、軽油引取税の増収は、軽油の流通の仕組み上、徴収を一旦猶予する場合がございますが、その徴収猶予額が見込みより少なく、翌年度繰越額が減少したことによるものと捉えております。

48ページをお願いします。

中段の地方消費税の増収は、物価の高騰や国内の消費が堅調に推移したことなどが要因と捉えております。

49ページ以降は、県税以外の収入です。

50ページをお願いします。

2段目の寄附金の減収は、いわゆるふるさと納税に係る寄附額が見込みを下回ったものです。

中段の諸収入ですが、これは、主に県税に付随する延滞金と加算金によるものです。

続いて、県税の収入未済額の状況につきまして、附属資料をお願いいたします。

附属資料、6ページでございます。

2、収入未済額の過去3か年の推移ですが、一番下の合計欄を御覧ください。

令和6年度は14億9,724万円余となっていきます。

ここ数年は、ピーク時でありました平成21年度の3分の1ないし4分の1程度へ、堅調に推移しております。

1行目の個人県民税が大きな割合を占めますが、本税につきましては、市町村と連携を取りながら、着実に対策を進めております。

なお、下から3行目の軽油引取税1億119

万円余は、先ほど説明しました徴収猶予に伴うものでございますので、この未収金は、後日納付され、解消しております。

7ページをお願いします。

3、収入未済額の状況です。

税目ごとに、納税交渉中、分割納付中、差押えなどの法的措置を取っているもの、また、執行停止を行っているもの、こうした状況を件数、金額で整理したものでございます。

こうした進行管理をきちんと行いながら、着実な滞納整理を進めてまいります。

4、令和6年度の未収金対策でございます。

枠内の1、実施した取組内容の(1)滞納整理の推進ですが、税負担の公平性の観点から、適正かつ厳正に取り組み、滞納者の個別状況も的確に把握した上で対応しております。

(2)個人県民税の徴収強化対策ですが、各広域本部の特別対策班を中心に、併任徴収など、市町村への支援を実施しております。

8ページをお願いします。

こうしたことにより、2、取組成果の(1)徴収率では、前年並みの99%を達成しております。

(2)滞納繰越額は、14億9,724万円余となっております。ピーク時、平成21年度の26.8%でございます。

(3)重点税目の徴収率は、個人県民税、自動車税種別割ともに前年並みとなっております。

(4)その他の成果としましては、コンビニ収納やクレジット、スマホ決済など、納税環境の整備が進み、徴収率向上に寄与しております。

3、令和7年度以降ですが、これまでの対策を継続し、(2)個人県民税の徴収強化対策を市町村と一体となって取り組んでまいります。

また、(3)納税者の利便性を確保するため、個々人に合った多様な納付方法を提供し、納期内の納付率などが向上するよう、納税者へ周知、広報を行ってまいります。

(4)人材育成として、今年度から、くまもと税務スキル向上プログラムを立ち上げ、年間を通じ、体系的な研修を実施することとしております。

続きまして、歳出です。

説明資料にお戻りいただきまして、52ページをお願いします。

中ほどの税務総務費は、税務行政の管理運営に要する経費、その下の賦課徴収費は、納税者に対する過誤納還付金などの経費で、不用額は、経費節減等による執行残などによるものです。

53ページ、1段目の諸支出金ですが、次のゴルフ場利用税交付金から55ページの法人事業税交付金までは、県に納付されました税収の一定割合を、法令に基づき市町村に交付する交付金でございます。

不用額は、いずれも交付額が予算見込みを下回ったことによる執行残でございます。

税務課は以上です。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願ひします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 まずは、知事公室のほうで、8ページの4段目ですかね、防災行政無線負担金ということで、予算現額と調定額が大分差があって、1億1,400万円が、まずは繰り越されたのかどうなのか、ちょっとよく分かりませんけれども、収入済みになってないという前提でありますけれども、これは、さつきちょっと御説明がありましたけれども、市

町村等からの負担金が納付されなければならなかつたのが納付されてないということなのですかね。ちょっとこの部分を少し説明してください。よく意味が分かりませんでした。市町村ですから、きっと納付されるはずだと思いますけれども。

それと同様に、歳入のほうで、次の11ページ、旅券等発給手数料の分で、これは調定額と予算現額の差があったということですけれども、そもそも、旅券手数料というのは、パスポートの分だろうと勝手に思ってますけれども、これってあれですか、県庁で発行している分ということですか。今市町村に移管されていると思いますけれども、その説明をお願いします。

それと、総務部のほうですけれども、普通の資料の28ページ、財産管理費の中で、不用額が3億2,200万円出ておりますけれども、この項目の中に、県庁舎及び総合庁舎等の光熱水費、それから清掃、設備保全委託という形で委託費が入っていますけれども、私がちょっと調べたところ、委託費には、特に管理委託費には、いわゆる入札でお取りになってらっしゃるんだろうと思いますけれども、最低制限価格がないという話を聞いたことがあります。その状況はどうなっているのか。

つまり、今これだけ物価が上がっている状況の中にあって、非常に大きな競争の原理が働いて、結局入札残で3億2,200万円も不用が出たのかなと勝手に思っておりまして、その中身の説明をしてください。

それと、最後に、同じく46ページ、一般会計の歳入の中で、さっき収入未済のお話はずっと説明をいただきまして、それぞれ税金徴収には御努力をいただいて、しっかり徴収していただけるように頑張っておられますが、ちょっと気になるのが、不納欠損ですね。結局欠損処理をせざるを得ない状況になってきたというのは、それぞれの費目ごとに違うと思いますけれども、法的に、例えば何年間取

れなかったから不納欠損とか、そういう欠損処理をするための条件があると思いますが、その説明をしてください。

以上です。

○井上危機管理防災課長 委員御指摘のまづ1点目の知事公室の歳入の8ページの上段から4段目の防災行政無線の負担金についてのお尋ねでございます。

中身が通常の防災行政無線の管理運営に係る市町村からの負担金と、それと、今回、衛星通信の整備に係る工事の負担金と、中身が2つございます。

通常の管理運営の負担金については、予定どおり市町村から負担金をいただいております。その整備工事につきましては、今年度に繰り越しました関係で、昨年度その整備に係る負担金は徴収がなかったものでございます。

危機管理防災課は以上です。

○吉仲国際課長 国際課でございます。

旅券発行についてですけれども、これまでは、パスポートの発行の件についてでございます。

現在、発行手続申請とか発行については、まさに市町村業務ですけれども、最終的に、うちのほうで管理して国とやり取りしていくので、そこに上がる費用は、印紙とかが県のほうに上がってくるものです。

この案件は1件です。益城町さんのほうが、過年度で徴収したんですけども、ちょっとシステムで登録漏れがありまして、ちょっとそれに気づいて、翌年度に間違いの申請がありましたので、ここで受け入れているものでございます。

以上です。

○有田財産経営課長 財産経営課でございます。

先ほど御指摘いただきました財産管理費の中の庁舎等管理費、これにつきましては、おっしゃるように、委託でやっているものありまして、その最低制限価格がありやなしやというお話があったと思います。

事業委託をする側としましては、適正な、ダンピングがなく、適正な事業の水準を保たないといけないということをございますが、昨今の労務単価の上昇でありますとか、先日もいろんな協会さんからも御要望いただいて、適切に事業ができるように、発注者側のほうも十分踏まえてほしいということもありましたので、情報収集しながら、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○内村税務課長 税務課でございます。

県税の不納欠損についてでございます。

滞納者の財産を調査しても、差押え可能な財産がない場合であるとか、あるいは、滞納者の状況から、資力の回復も期待できない場合などにおきまして、滞納整理を行っても、租税の確保を図ることが明らかに困難な状況にある場合には、滞納処分の停止という決議を行いまして、この決議から3年が経過するか、あるいは執行停止期間中に消滅時效が完成したものについて、不納欠損を行っている状況でございます。

以上でございます。

○前川收委員 旅券については分かりました。

それからもう1つ、防災行政無線のやつは、じゃあ、市町村が負担金を払わないなんて普通はおかしいなと思ってましたけれども、2つに分かれているわけですね。そういうことであれば、その説明があったのか、私が聞き漏らしたのか分かりませんけれども、理解することができましたので、了解です。

それと、財産経営課のほうは、今後努力す

るというお話でありましたが、今の時代でありまして、物価高騰がもう本当に日々変わっている状況、それから、人件費だって、この間、調定で、日本一上げ率が高い、上げ幅が高い状況で人件費を上げなきやならないという状況、これは来年の1月からもう上がるようになってますけれども、そういう変化が非常に激しい時代の中にあって、いわゆる公共が発注する仕事、公共の部分をやっぱりしっかりと出してあげないと、そこで赤字になるようなことをやらせちゃいかぬと思ってまして、そのために、例えば、最低制限価格は普通公共事業であれば、一般的な工事であれば必ずあるわけですけれども、委託管理にはその最低制限価格がなくて、それはもちろん最低賃金は必ず払われているとは思いますが、厳密に労務単価を考えていけば、この単価で本当に給料が払えるのというようなこともあるんじゃないかなと思いますし、基準も様々違っています。今勉強中だとおっしゃいましたが、早くそのことの結論をしっかりと出して、公が出す仕事の部分で、その中で何かこういう物価高騰の折にマイナスになっていくというようなことがないようにしていかなければならぬ、ある面政治課題でもあるわけですけれども、その点については、総務部長、しっかりと取り組む意思をしっかりと教えていただきたいというふうに思います。どうぞ。

○千田総務部長 今御指摘があった、いわゆる官公需の入札なり、価格設定の適正化という話だと思います。

今定例会でも、指定管理者制度について、西先生からも同様な、適正価格の価格形成という点で御指摘をいただいております。

昨今、国のはうからも、幾つか、骨太の方針も含めまして、公的な価格の適正化みたいな話は伺っているところです。

全体的な入札制度の中でも、委託業務についても、今最低制限価格等だんだん設定範囲

を広げている最中だと思います。いかに、この物価高騰、さらに人件費の高騰の中で、適正価格で受注していただけるかにつきましては、関係性につきましては、しっかりと研究しながら、制度の導入について検討していきたいと考えております。

○前川收委員 適正な競争の原理は残しながらも、官公需が結局マイナスということにはならないように、景気対策の一番大きな部分は、やっぱり官公需をしっかりとやることだということ、公がそういう人件費も含めてしっかりと上げていくこと、物価対策にもなるわけでありますから、その点の意識を持って、しっかりと取り組んでいただきますようにお願いをしたいと思います。報告を待っておられます。

それから、最後の部分で、やっぱり不納欠損をいかに少なくするかということは大事なことで、やむを得ない場合は当然ありますけれども、一般的に、収入未済になっちゃって、その後どうしても払えないが、公平なのかどうなのかという部分をしっかりと忘れないようにしといてください。

結局、払わずに済んだという人が、不納欠損額、この額を欠損処理して、払わなかつた、払うべき税金が払われてないという額でありますから、ただ、ミリミリ詰めていくと、それぞれの理由はあると思いますけれども、いずれにしても、この不納欠損をどうやって減らすかということ、このことに心を尽くしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高島和男委員 委員長、決算の概要についても質問してもいいですか。

先ほど御説明いただきました3ページでご

ざいますけれども、前年度比で430億円の減少ということでございました。依存財源はもう致し方ないとしても、こちらの自主財源、特に県税の部分でございますけれども、先ほど税務課のほうからも若干お触れいただいたんですけれども、前年度比で34億円ということでございます。

こちらの4ページのポイントにも減少の要因は触れてはございません。県民税なのか、事業税なのか、具体的にどれが最も影響したのか、そして、その要因について教えていただければと思います。

○内村税務課長 税務課でございます。

県税につきましては、説明資料の46ページの歳入に関する調べにございますが、県税全体といたしましては、予算現額と収入済額との比較の欄にありますように、40億6,600万円余の増額というふうになっております。

それぞれの内訳は、県民税で18億円程度の増額、それと、事業税の法人分が7億8,000万ほどの減額というふうになっております。

これは、予算に対する比較になっておりまして、いわゆる当該年度の収入見込額を出しますのが、時期的に、当該年度の12月頃見込むわけですけれども、それから先の税収の見込みに対して、決算額の増減を説明した内容となっております。

令和5年度の決算額と比較をいたしますと、それぞれ増収になっております。一部、地方消費税が、熊本県内で支払われた税金の地方消費税収入分と、県外に支払われた分の清算金という2種類の増減がありますので、ちょっと複雑になるんですけども、両方を合わせますと、いずれも増額になっている状況でございます。

以上でございます。

○高島和男委員 ということは、3ページの資料の令和5年と6年度で比較してですよ、

結局34億円減ってるわけですよね、一番上の段。これはどういうふうに説明されるんですか。今の地方消費税云々かんぬんという話ですかね。

○内村税務課長 税務課でございます。

税収の決算額には、先ほどちょっと触れました地方消費税の清算額というものが含まれませんで、地方消費税だけの、熊本県内の税務署に支払われた税金が、国のほうから収入があるんですけれども、それを熊本県の税収として決算に計上するんですけれども、それだけを比較しますと減収になっております。

この減収の理由は、地方消費税には仕入れ控除という制度がございます。実際、消費税として支払った金額の中から、その中に、仕入れに要したものに対して支払った地方消費税に関しては、後ほど還付されるという制度がございます。

例えば、熊本県内の企業が、県外と取引をいたしまして、県外から物を仕入れますと県内の業者に代金が払われるんですけれども、そこで支払った地方消費税額というのは、その他県の税務署に支払われることになりますもんですから、最終的に地方消費税というのは、清算制度がございまして、熊本県内で消費したものが、最終的に熊本県に収入されるというような、そういう清算制度の関係がございまして、純然たる県税収入として決算をしますとマイナスが出るんですが、清算金と合わせますと増額になるというような仕組みになっているところでございます。

以上です。

○高島和男委員 なかなかややこしくて、説明を聞いとっても、非常に、何か図解で示してもらわないと分からぬようなお話だったと思うんですが。

じゃあ、別の話でいいですか。

監査委員にお尋ねしたいと思うんですけれ

ども、2ページ、3ページにわたって、財政調整用4基金ということで、総額648億円ということが出ております。

私、以前もちょっと指摘したことがあるんですけれども、この財政調整用4基金というのは、ほかの都道府県ではあまり聞かないし、有識者から言わせても、熊本県は珍しいですねと言われるんですよ。この4基金、ここにも書いてありますように、ほかの3つの基金ですね。ほかの3つの基金というのは、それぞれ、読んで字のごとく、目的があるわけですよ。財政調整に本来は使うべきじゃないというまでは言いませんけれども、本来ふさわしくないんじゃないかなというふうに思っております。でいくならば、財政調整基金ということでいくと18億円なんですね、ずっと熊本県は。何かあったときに18億円で足りますかということを言いたいのと、4基金に対する監査委員としての考え方をぜひこの際聞かせていただきたいと思います。

○小原監査委員 御質問いただきましてありがとうございます。

この4基金の考え方、私もすみません。不勉強で、全国的に珍しい形というのはちょっと今初めてお聞きしたところでございまして、この形が適正なかどうかを含めて、ちょっとこれは執行部のほうともきちつと相談してみたいと思いますけれども、私の知ってる限りでいくと、従前から、熊本県の場合は、こういう形で退職手当とか、県有施設の整備あたりについては、基金を積み立てながらも、すぐすぐ執行しないというところもございますので、そのときは、災害等があった場合は、有効に使わせていただくということの考え方の中に、そういう整理をされてたのかなと思いますが、これが、今委員がおっしゃったように、考え方、そして適正かどうかというのは、ちょっと今後私のほうでも勉強してみたいというふうに思っております。

○高島和男委員 ぜひ、執行部の皆さん方でも一度検討して、検討というか、本当に適切かどうかというのを一度考えていただきたいと思うんですよね。でないと、本当に何か重なった場合、県有施設なんかもやっぱりこれから建てていく可能性があるわけですし、退職金手当なんかは、退職する人のために積み上げているわけですから、本来やっぱり財政調整に使うのは不思議な気がするんですね。ぜひ、県民に対しても分かりやすく説明していただくように要望しておきたいと思います。よろしくお願ひします。

○元田財政課長 財政課でございます。

執行部のほうからもちょっと補足をさせていただけたらと思います。

今委員御指摘のとおり、この決算につきましては、この財政調整用4基金と我々は通称で呼んでおります4基金がございます。

委員御指摘のとおり、いわゆる財調基金は18億ほど。今般、8月豪雨災害がございましたので、こういったとき、何かあったときにとおっしゃられました。そういうときに対応するために、本県としては、これは慣例的にではありますけれども、いわゆる財政調整用基金として、約80億円の基金残高を保持するという形で進めてきております。その中の財政調整基金は18億ほど、今般、8月専決から9月の追号分で大雨で使ってきておりますけれども、こちらについては、さらに加えて災害調整金が約20億ほど、それと財調基金が18億ほど、それと建設基金が2億ほど持っております。残りは公債管理基金のほうで、この財調用に60億ほど持っておりますので、都合80億から災害基金まで入れて100億を、何かあったときのために準備をしておるものでございます。

で、この80億プラスの災害基金20億といいますのは、これまで2度の大きな災害、熊本

地震と令和2年7月豪雨がございましたけれども、初動対応から当面の間を乗り切る高さとしてはこのくらい、まず必要であると考えておりますし、この初動を過ぎてくるあたりから、災害救助を含めまして、国費の御支援などもいただきながら、次の復旧フェーズに移っていくというようなところで、当面まず100億ほど、我々としては財政調整基金として保持をするということを慣例的にやっていけるというものです。

で、御指摘の、我々は、これも慣例的に4つの基金を財政調整用4基金と呼んでおりますけれども、ここについては、各自治体いろいろなやり方はあると思いますけれども、その財政調整基金自体にその額を積んでしまうというのもあるかと思いますけれども、そこは、我々、その基金ごとに、ある程度特定目的の一部も含めながらではありますけれども、分散をして積んでいるというものです。

以上でございます。

○高島和男委員 今のような説明を、県民に対して、県民の皆さんなかなか関心もお持ちでないかもしれません、やっぱり財政調整足りなかつたときに補うという意味での本当の財政調整という意味では、やっぱり財政調整基金しかないと思うんですね。今いろいろと御説明していただきましたけれども、きっと、将来の世代の人たちも、熊本県は何かあったときにはこれだけあるから大丈夫よねという意味でいくならば、こっちもあります、あっちもあります、工夫すれば何とかなりますというような説明じややっぱり分かりにくいと思うので、そこはすっきりした形のほうが私は望ましいかなと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありません

か。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございました。

総務部の46ページ、先ほどありました税務課さんにお尋ねでございます。

収入未済額のことなんですかけれども、県税全体としては、14億9,000万円余、2億5,000万ぐらいは減りましたと。そのうちでウェートを占めている個人県民税の未収額が9億4,000万、これも減りました。ただ、金額は大きいと思うんですよね。減ってはいるといつても。

で、よく言われるのが、個人県民税、住民税に関しては、特別徴収をよく推奨する、これ、企業ですかけれども、例えば、特別徴収が上がってきて、未済額が少なくなったみたいな、前例みたいのはあるんですかね。

○内村税務課長 税務課でございます。

特別徴収の推進と収入未済額の減少についての因果関係については、申し訳ございません、ちょっと分析が進んでおりませんけれども、基本的に、個人県民税の徴収対策につきましては、市町村がその徴収の窓口になりますので、市町村の支援に力を入れてまいっています。

具体的には、併任徴収といいまして、県の職員を市町村の徴収吏員として身分を与えまして、県職員が市町村の職員とともに徴収事務に当たるというような取組を行っているものがございます。

あと、県職員も含めてなんですが、市町村の職員のスキルを向上させるために、市町村職員も含めた税務スキル向上のための研修を充実させたりとか、そういうことを取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 住民税の徴収というのは市

町村がやるというのは、もうもちろん承知をしております。ですから、特別徴収にしませんかという通知も市町村がやるわけですよね。私は、それは、恐らくいいんじゃないかなと思うんですけれども、あまりそこら辺は考えてないということありました。

住民税、県民税というのは、前年の所得に対して翌年払うということなんで、退職した人も含めて、非常に納税意識が下がる状況にあると思うんですよね。だから、そういうところも含めて、ぜひ、市町村と検討を進めていただきたいと思います。

重ねて、先ほどの課長のお話にもあったのかもしれませんけれども、部長の話の中で、本年度から、市町村職員を対象として、新たに徴収に係る体系的研修を開催という話がありました。もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

○内村税務課長 税務課でございます。

これまで、税務職員のスキルを向上させるために、各種の研修を実施してきたところでございますが、税務スキルを向上させるに当たりましては、県職員も市町村職員も共通のスキルを上げていくというように捉えまして、今年度、熊本税務スキル向上プログラムというものを体系的につくり上げまして、各項目ごとに、主催の時期であるとか、講師を誰にするとか、そういうものを、本庁の税務課によって体系的に取りまとめまして、このプログラムに沿って、現在研修を実施しているというような状況でございます。

以上です。

○前田憲秀委員 なるほどって感じじゃないんですけども、やっぱり納税者側が、納税意欲、納税しないといけない、そういうところも、いかに思わせるかというのも大事なんじゃないかなと思います。徴収、徴収というのももちろん大事なんでしょうけれども、

そこら辺もぜひ検討していただければなというふうに思います。

要望で終わります。

○内村税務課長 税務課でございます。

すみません、今、職員の研修のことについて重きを置いて御説明をさせていただきました。県民の方の納税意欲の向上ということも、一方で非常に大事な取組だというふうに考えております。

税を知る週間であるとか、そういうものを設けておりまして、そういうものを活用しながら、県税のことについて知つていただくような機会を設けましたりとか、あるいは、国税局であるとか教育庁とも連携しまして、租税教育といった取組を進めて、納税意識の向上に努めている状況でございます。

以上でございます。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 すみません、総務部で、資料の3ページ、人事課にお尋ねしたいと思うんですけども、人事管理費で、不用額4億5,400万円ということでございますけれども、理由は、退職手当等の執行残ということですが、退職者の数とか予定というのは、あらかじめ想定、把握ができるはずだと思うんですけども、どのように御説明をいただくんでしょうか。

○寺本人事課長 人事課でございます。

委員御指摘のとおり、退職者の数というものは、ある程度把握をしながら、当然予算の要求をさせていただいております。

当初予算の段階では、前年度になるんですけども、前年度に意向を確認し、大体年度の途中にも意向確認していきます。

ただ一方で、今回、定年延長の今引上げの状況でございますので、御本人が残りたいの

か退職するのかというのをぎりぎりまで迷われる方が結構いらっしゃいました。そういう影響が一部あるということと、あと、自己都合退職の数もなかなか読めないところがございますので、そういう部分での減額ということでございます。

○高島和男委員 確かに、おっしゃることは非常によく分かりました。

ただ、4億5,000万というと、少なくない額なんで、ほかに回わたたかもしれないという金額でもありますので、また精度を上げていただくようにお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにございませんか。

——なければ、これで審査を終了します。

次回の第3回委員会は、10月14日火曜日午前10時に開会し、午前に企画振興部、午後から健康福祉部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長